# 議会からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定により議会から意見を求められた平成26年2月定例府議会に提出される次の議案については、本来であれば、教育委員会会議の議決により意見を決定すべきものである。

しかし、議会への回答期限が短く、教育委員会会議を開催するいとまがなかったことから、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

平成 26 年 3 月 25 日

大阪府教育委員会

# ○第 187 号議案

大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例一部 改正の件

#### <参考>

## ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(条例による事務処理の特例)

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の 定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。 以下(略)

4 都道府県の議会は、第一項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都 道府県委員会の意見を聴かなければならない。

# ○大阪府教育委員会事務決裁規則

(事務の専決及び代決)

第五条 第三条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長が その事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

## 第七条 (略)

2 第五条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

# 大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例の改正(概要)

教育委員会事務局文化財保護課

### ■改正の理由

枚方市の中核市移行(平成26年4月1日付け)に伴い、本条例に基づき同市が処理することとしていた文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)に基づく事務の一部について、文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)に基づき同市が処理することとなるため、所要の改正を行う。

### ■改正の内容

- (1) 文化財保護法施行令の規定により都道府県の教育委員会が行うこととされている事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)法第55条第1項の規定により、本条例を制定し、市町村がその事務の一部(当該事務に係る通知、報告の受理等)を処理することとしている。
- (2) 枚方市が中核市に移行することにより、本条例に基づき同市が処理していた事務のうち下記のものについては、文化財保護法施行令第5条第3項の規定により同市が行うこととなる。このため、本条例に規定する事務処理の特例から枚方市を除く改正を行う。
  - ・ 重要文化財の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に対する許可(法第43条第1項)、当該許可に付随する指示(同条第3項)、現状の変更 又は保存に影響を及ぼす行為の停止命令及び許可の取消し(同条第4項)
  - ・ 所有者及び管理団体以外の者による重要文化財の公開の許可(法第53条第1項)、当該許可に付随する指示(同条第3項)、公開の停止命令及 び許可の取消し(同条第4項)
  - ・ 重要文化財の現状の変更に際しての、重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況についての報告の徴収(法第54条)

# ■施行期日

平成26年4月1日

【理由】枚方市の中核市移行と同時に施行する必要があるため。

# ■政策アセスメント・制度間調整

枚方市教委と府教委の担当者間で連絡済。

4・5 (略)  4・5 (略)  4・5 (略)	(市町村が処理する事務の範囲等) (市町村が処理する事務の適知に関する事務である場合を除く。)に係る通知に関する事務のである場合(大阪市、場市、場市、場市、場市、場市、場市、場市、場市、場市、場市、場所が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が対方である場合を除る。	改正後
4・5 (略) 1 ―五 (略) 4・5 (略) 4・5 (略)	(市町村が処理する事務の範囲等) (市町村が処理する事務の範囲等) (市町村が処理する事務の範囲等) (市町村が処理する事務の範囲等) (市町村が処理する事務のうち、次に掲げる事務であって豊中市、高槻市及び第三項の規定に係る通知に関する事務をよる。)に係る通知に関する事務を決っ、当該公開に係る通知に関する事務を決っ、当該公開に係る通知に関する事務を決っ、当該公開に係る通知に関する事務を決っ、当該公開に係る通知に関する事務を表もののみである場合を除く。)に係る通知に関する事務を表もののみである場合を除く。)に係る通知に関する事務のあって豊中市、高槻市及び東大阪市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る通知に関する事務を表ものは、当該市が処理することとする。	改正前

この条例は、 平成二十六年四月一日から施行する。